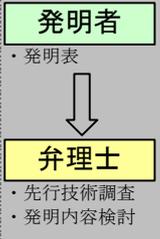
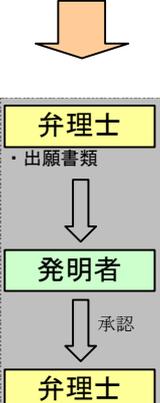


特許出願をする際の手続と費用

有用な発明をしたので特許を取得したいけれども、どのような手続が必要で、またどのくらいの費用がかかるかについて分からずに困っておられる方もおられると思います。そこで、神谷岳特許事務所での一般的なケースについてご説明します。神谷岳特許事務所の手数料は、特許事務所としては比較的安めの料金設定になっていますが、他の特許事務所でもそんなに大きくは変わらないでしょう。ただし、料金は案件の難易度や法改正等によって変動することがありますので、目安程度に考えてください。

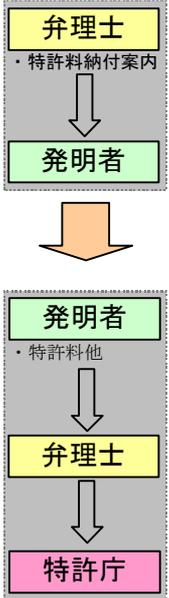
流れ	説明等	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #90EE90; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">発明者</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;"> </div> <div style="font-size: 8px; text-align: center; margin: 2px 0;">来所・電話等 で打合せ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: #FFD700; display: inline-block; margin-top: 5px;">弁理士</div> </div>	発明相談	
	必要費用目安： ¥0～¥10,000	必要期間目安： 1時間
	<p>発明を完成したら、とりあえず大まかにどのような発明であるのかを弁理士に説明しましょう。特許にならないような発明について特許出願するのは手間と費用の無駄ですから、まずは、その発明が特許になる可能性があるかどうかなどのアドバイスを受けるわけです。</p> <p>相談料は 1時間あたり¥10,000 程度です。ただし、神谷岳特許事務所では、その発明の特許出願業務を依頼していただく場合は相談料は無料としています。</p> <p>また、特許出願時にかかる大体の費用についての説明があります。当事務所では、発明者が個人や中小企業の場合には、手数料等を多少割引する場合があります。</p> <p>何度か特許出願をされている方はどのような発明が特許になるかや手数料についてはすでにお分かりですから、この段階では電話などで簡単にご話をするだけで十分でしょう。逆に、初めて特許出願をされる方は必ず丁寧に説明を受けてください。特許の取得や維持には結構費用がかかるものですが、弁理士にしっかりと特許取得の目的等を告げて、メリハリの効いた特許出願とすれば費用を節約できることもあります。逆に、費用をかけてより強力な特許取得を目指すことも出来ます。</p>	
	特許出願	
必要費用目安： ¥200,000～¥600,000	必要期間目安： 1ヶ月	
<p>特許出願をしようと思われたら、いろいろと必要な準備を行わなければなりません。</p> <p>【先行技術調査】</p> <p>日本では、世界で初めて新規な発明をした人が特許を取得できるという</p>		

流れ	説明等
 <p>発明者 ・発明表</p> <p>↓</p> <p>弁理士 ・先行技術調査 ・発明内容検討</p>	<p>決まりになっています。つまり、せっかく特許出願しても、同じ発明を先に別の人が発明していた場合は特許を取得できないのです。これでは、手間と費用の無駄ですから、特許出願前に他の人が先に同じ発明をしていないかを調べる必要があります(完全な調査はなかなか出来ませんが・・・)。これを先行技術調査と呼んでいます。</p>
 <p>発明者</p> <p>↑ 打合せ ↓</p> <p>弁理士</p>	<p>先行技術調査は、弁理士に依頼すればやってくれます。どのくらい丁寧に調査をするかに応じて弁理士手数料は¥20,000～¥40,000程度になることが多いでしょう。神谷岳特許事務所では、調査内容について簡単な報告書をお渡しいたします。</p> <p>なお、この調査は特許電子図書館というインターネット上のサービスを利用してあなたが自分ですることにも出来ます。慣れていないと効率的な調査を行うことはなかなか難しいですが、この場合は当然弁理士手数料は¥0ですみます。特許出願書類を作成する時に先行技術調査結果が必要になる場合がありますので、調査した結果は控えておいて弁理士に提出しましょう。</p>
 <p>弁理士 ・出願書類</p> <p>↓</p> <p>発明者</p> <p>↓ 承認 ↓</p> <p>弁理士</p>	<p>【発明表の作成】</p> <p>どうやら新規な発明の可能性が高くなれば、発明表に発明内容を記入しましょう。発明表は弁理士に発明の内容を正確に伝えるためのもので、弁理士に要求すれば発明表とその記入例などをもらえるでしょう。発明表はあまり細かいことは気にせずに書けば良く、分からない部分等は記入しなくてもかまいません。必要な事項については後ほど弁理士から質問いたします。なお、発明表にしっかりと記入してあれば、弁理士が特許庁提出書類を作成する為に必要な時間が少なくて済む場合があり、神谷岳特許事務所では、このような場合には特許出願手数料を割引しています。</p>
 <p>弁理士 ・出願書類</p> <p>↓</p> <p>特許庁</p>	<p>なお、必ずしも発明表を作成しなくても、例えば発明を試作した物を弁理士事務所に持ってきたり、直接弁理士に発明の内容を説明したりしても、弁理士は特許出願書類を作ります。しかし、発明者自ら発明内容を文字にした場合と比べるとどうしても発明のポイントの捉え方があいまいになったりしやすく、最終的な特許の質も多少低くなってしまいう可能性があります。不完全でも良いので、発明表を作ってみる方が良いでしょう。発明の真の価値を一番正確に理解しているのは、発明者であるあなた自身なのです。</p>

流れ	説明等
	<p>【発明内容についての打ち合せ】</p> <p>発明表を弁理士に提出すると、弁理士は発明表の内容を元に、どのような特許出願をすればもっとも「強い」特許*1を取得できるかをあれこれ検討します。そして、検討結果が妥当かどうか、発明者と打ち合わせを行います。また、弁理士が新しい発明について十分理解できない場合にも発明者に直接説明をしていただく必要があるでしょう。打ち合せ内容に基づいて、弁理士は特許庁に提出する書類を作成します。</p> <p>*1 「強い」特許とは： 例えば、他人があなたの発明をほんの少し変形しただけで特許逃れが出来てしまうような場合があります。このようなことを許さないように十分に工夫された特許を俗に「強い」特許と呼んでいます。</p> <p>【特許庁提出書類の確認】</p> <p>特許庁に提出する書類が完成すると、発明者は弁理士からそれら書類のコピーを渡されますので、これの内容に誤りがないかなどを確認します。特許庁に提出する書類は慣れないとなかなか読みにくいものですが、いったん特許庁にこれら書類を提出してしまうと、書類の修正は非常に難しくなる場合があります。細かい点でも、誤り等を見逃さないようにしっかりと確認してください。</p> <p>【特許出願】</p> <p>特許庁に提出する書類の確認が終われば、これらを特許庁に提出（特許出願）します。特許出願は原則として電子的に行いますが、通常は弁理士がすべての手続きを行いますので特に気にすることはありません。</p>
	<p>審査請求(特許出願から3年以内ならいつでも可)</p>
	<p>必要費用目安： ¥200,000～¥300,000 必要期間目安： —</p>
<p>弁理士</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行技術調査 ・ 出願審査請求書 <p>↓</p> <p>特許庁</p>	<p>特許出願しただけでは特許は受けられません。特許庁で審査してもらい、審査を通過して初めて特許を取ることが出来ます。審査は特許出願をすれば自動的に行われるわけではありません。審査をしてもらう為には特許庁に「審査請求」をする必要があります。この際、特許出願とは別に費用が必要です。</p> <p>審査請求は特許出願と同時にすることもできますが、特許出願後約1年</p>

流れ	説明等
	<p>6ヶ月程度経過してから審査請求をすることをお勧めいたします。というのは、同じ発明についての他人の特許出願が先にあった場合、特許を取ることが出来ないことは既にご説明したとおりです。ところが、特許出願は出願後約1年6ヶ月の間は公開されないため、あなたの特許出願前約1年6ヶ月の期間に行われた他人の特許出願の中にあなたの発明と同じ発明があるかもしれません。そこで、これら特許出願が公開された時点で念のためにもう一度先行技術調査をします。このようにして、特許を取れない特許出願に審査請求をしてしまって、高額な審査請求料を無駄にすることが無いようにするわけです。この調査は前述のように自分でもできますし、弁理士に依頼することも出来ます。弁理士に依頼したとしても、1年6ヶ月分だけの調査をすればよいので、弁理士手数料は比較的安価になることが多いでしょう。</p> <p>もちろん、少しでも早く特許権を取得したい場合はできるだけ早く審査請求をする必要があります。</p>
	<p>中間手続(審査請求から半年～2年程度で発生することが多い)</p>
	<p>必要費用目安： ¥60,000～¥200,000 必要期間目安： 1ヶ月程度</p>
<p>The flowchart on the left side of the page illustrates the process flow. It starts with '発明者' (Inventor) at the bottom, moving up to '弁理士' (Patent Agent) for '対応策検討' (Strategy discussion). From there, it goes to '特許庁' (Patent Office) for '拒絶理由通知等' (Rejection reasons notification, etc.). A return arrow points from the Patent Office back to the Patent Agent, labeled '打合せ等' (Meetings, etc.).</p>	<p>出願審査請求を行うと、特許出願は特許庁審査官によって審査されます。そして、多くの場合、「これこれの理由で特許できません」という拒絶理由通知が発せられます。そこで、その理由が審査官の勘違いなどである場合には「意見書」という書類を提出して審査官の誤解を解くようにします。また、理由が納得できるものである場合には、「手続補正書」という書類を提出して、拒絶理由を解消するように特許出願を修正します。これらが認められれば、「特許査定」を受け、晴れて特許を取得できることとなります。逆に認められなければ「拒絶査定」を受けることになり、その発明については特許を受けることは出来ません。</p> <p>以上の説明を読むと、拒絶理由通知を受けることはよくないことのように思われるでしょうが、実は弁理士はわざと拒絶理由通著を受けようとする人が多いのです。というのは、特許出願というのは、「いろいろな発明に効力が及ぶ強力な特許」を目指すと「過去に同じような発明が存在した可能性」が高くなり、当然特許庁審査官に拒絶される可能性が高くなります。</p> <p>逆に「非常に限定的な発明にしか効力が及ばない弱い特許」でも良いな</p>

流れ	説明等
<p>弁理士 ・意見書 ・手続補正書</p> <p>↓</p> <p>発明者</p> <p>↓ 承認</p> <p>弁理士</p> <p>↓</p> <p>弁理士 ・意見書 ・手続補正書</p> <p>↓</p> <p>特許庁</p>	<p>ら「過去に同じような発明が存在した可能性」が低くなり、特許庁審査官に拒絶される可能性は低くなります。</p> <p>このようなトレードオフの関係になりますから、出来る限りいろいろな発明に効力が及ぶ特許を取得するにはすこし欲張り気味の特許出願をしておき、一度拒絶理由通知を受けてそれに応じて修正するのが一番有効な方法なのです。</p> <p>もちろん、記載不備のような理由で拒絶理由通知をうけるのは弁理士として恥ずべきことですが、逆に一度も拒絶理由通知を受けることなく特許査定を受けたならば、この弁理士はちょっと特許出願時に弱気すぎたのじゃないか、と考えることもできます。</p>
<p>特許庁 ・特許査定</p> <p>↓</p> <p>弁理士</p> <p>↓</p> <p>発明者</p> <p>↓</p> <p>発明者 ・特許料他</p> <p>↓</p> <p>弁理士</p> <p>↓</p> <p>特許庁</p>	<p>特許査定(審査請求から半年～2年程度かかることが多い)</p> <p>必要費用目安： ¥20,000～¥50,000 必要期間目安： ー</p> <p>無事特許出願が特許査定を受ければ、特許料を支払うことで特許権が発生します。特許料は、最初は3年分を一度に支払うことになっており、その後は毎年1年分を支払っていきます。支払いが終われば、特許権が発生します。また、特許庁から特許証が送られてきます。</p> <p>特許権が発生すると、他人がその特許を侵害することは許されません。他人があなたが特許を持っていることに気づかずにうっかりあなたの発明の模倣などをするのを防止するため、あなたの発明には特許表示をしておくことが望ましいです。</p> <p>他人があなたの特許を侵害している場合には侵害をやめさせなければなりません。また、他人があなたの特許を使いたいという場合には、「あなたが対価の支払いを受ける代わりに特許の実施を許諾する」というライセンス契約を締結することも出来ます。いずれの場合にも弁理士に相談してください。</p>

流れ	説明等
	<p data-bbox="443 376 1370 409">特許料納付(特許登録から4年目以降、特許出願後20年経過するまで毎年)</p> <p data-bbox="443 427 847 456">必要費用目安： ¥20,000～¥300,000</p> <p data-bbox="919 427 1123 456">必要期間目安： ー</p> <p data-bbox="443 477 1370 936">特許登録時に3年分の特許料を支払いますので、3年を経過する前に4年目の特許料を納付する必要があります。納付を忘れると特許権が消滅してしまいますので十分な注意が必要なのですが、期限が迫ってくると通常は出願を代理した弁理士が特許料納付の案内をしてくれます。特許は、出願から最大20年間維持することができます。ただし、特許料は4年目、7年目、10年目以降段階的に高くなりますので注意が必要です。もし、特許を使わなくなってしまった場合には、そのような特許に特許料を納付しつづけるのは無駄ですからこのような場合には特許料を納付する必要はありません。ただし、その発明についての特許は消滅し、復活できなくなります。</p>

2004年1月25日

著者 弁理士 神谷 岳

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~gkami/kamipat/><mailto:kamipat@xqe.biglobe.ne.jp>